

厚生労働省発医政0510第5号
平成30年5月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

医療施設等設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和54年7月27日厚生省発医第117号厚生事務次官通知の別添「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。